

飯山市廃棄物減量等推進審議会

答 申

平成24年12月19日

< 目 次 >

飯山市の今後のごみ減量施策のあり方について 答申・・・・・・・・・・ 1

諮問書（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

答申 資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

飯山市の今後のごみ減量施策のあり方について 答申

はじめに

人類の目覚ましい進歩により、新たな技術の開発や新素材の発明は、私たちの生活を便利にし、国民の努力による経済発展が私たちの生活を豊かにしてきました。その一方で、大量生産と大量消費による使い捨て消費の風潮が社会に蔓延し、今日に至っては、その影響から多方面の環境破壊が生まれ、地球温暖化に表される地球規模の深刻な問題に発展しています。

このような社会情勢の中、飯山市廃棄物減量等推進審議会は、平成 24 年 5 月 9 日に飯山市長から「今後のごみ処理・減量のあり方」について検討するよう諮問を受けました。

市民生活に密着したごみ問題は、今や地球規模の環境問題となり、このかけがえのない地球に生き続けるために、全世界の人々に共通する重要かつ緊急な課題となっており、この問題を解決するため、私たち飯山市民も地球に生まれ育ち暮らすものとしての役割と責任を果たしていくことが、より一層求められています。

この責務を果たすため、市では「平成 20～23 年度 飯山市ごみ減量計画」に基づき事業を推進し、目標は達成できなかったものの、ごみ減量などについて一定の成果を上げるとともに、平成 23 年度に「第 2 次飯山市環境基本計画」を策定し環境問題に積極的に取り組む姿勢を見せています。

本審議会では、このような状況を勘案したうえで、諮問に対する答申として基本的な考え方と具体的な方針を示しました。今後の具体的施策やその実施にあたっては本答申を活用し、ごみの減量と資源化をすすめるよう答申します。

I、基本方針

飯山市の今後のごみ処理・減量のあり方については、「環境への負担の少ない循環型社会の構築」を推進するため、

「市民みんなで、ごみと資源物の分別を徹底する」

ことを重点課題として、市が市民、事業者と連携して取り組み、ごみの減量を推進します。

Ⅱ、目標の設定

基本方針を実現し、ごみ処理経費を節減するために、次のとおり目標を設定します。

エコパーク寒川で処分する市のごみの重量について、平成23年度を基準として平成28年度の実績で、10パーセント削減する。

目標達成に向けては、年度ごとの削減目標を定めるとともに、市が定める「もえるごみ」については市民一人あたりの削減目標などを定めて市民に示し、市民が取り組みやすい環境を設定します。

なお「第2次飯山市環境基本計画」で定めるごみの処理量の目標値より高い目標となりますが、「平成20～23年度 飯山市ごみ減量計画」の取り組みの状況や実績をもとに、市民みんなで努力をすれば達成可能な目標である、との結論に達しました。

また、目標を達成することが、飯山市の一般廃棄物の処分を行っているエコパーク寒川及び最終処分場（埋立施設）の効率的な稼働と維持管理経費節減につながり財政的な効果も見込むことができます。

Ⅲ、具体的施策

目標を達成するために、まず「第2次飯山市環境基本計画」で示されているごみ減量推進に係る目標については、達成に向けて事業等を計画的に推進します。そして、以下に示す具体的施策について推進します。

1、家庭系ごみについて

（1）ごみ減量の仕組みづくり

市民の自覚的、意識的な減量化の取り組みを推進するための仕組みづくりを進めます。

①ごみ減量を指導するリーダー組織の形成

- ・市で制度化している衛生委員について、集落でのごみ減量推進のリーダーとなるよう位置づけ、ごみの出し方や分別などの指導などができるような体制を確立します。
- ・ごみ減量推進委員については、引き続き地域の指導者としてごみ減量・資源化に向けての普及、啓発をおこない、衛生委員と連携して

活動し、市はその活動を積極的に推進していきます。

- ・消費生活・環境問題について活動している市民グループについて、市は連携を強めるとともに、各団体の活動に対し援助、協力していきます。

②ごみ減量推進の活動

- ・「もえるごみ」の組成の5割以上が生ごみであることから、減量について特に重点的に取り組みます。
 - a 生ごみのダンボール堆肥化など、市民グループが築き上げてきた減量技術を普及するとともに、新たな方法について協力して研究します。
 - b 水切りの徹底や堆肥化などについては、市街地と農村部など地域に応じた生ごみ処理の対策を図ります。
 - c 堆肥化や飼料化という生ごみリサイクルの研究を進め、先進地の事例で当地にあったものは積極的に導入を図ります。
- ・紙類と容器包装プラスチックは、依然として「もえるごみ」として出される量が多いので、資源物として分別するよう重点品目と位置付け周知を徹底します。
- ・地域からのごみ減量を推進するため衛生委員、ごみ減量推進委員、消費生活関係団体などと協力をして市内全集落でごみ減量・資源化に関する説明会を行うとともに、出前講座や集落サロンを活用するなど、市民が集まるあらゆる機会を利用して、市民と直に接する中での啓発活動を行います。
- ・循環型社会の形成に向け、再利用の推進やリサイクル製品の活用などを進めるリデュース・リユース・リサイクル（3R）（※1）活動に取り組みます。なかでも、長野県が推進している「レジ袋無料配布中止運動」に係り、レジ袋無料配布中止・マイバック推進の普及啓発活動を実施し、市民に普及・定着を図ります。
- ・市においては「第2次飯山市環境基本計画」で定める環境保全会議と環境保全行動庁内担当者会議を活用し、全庁挙げてごみ減量活動の推進を図ります。

（2）資源物回収の仕組みづくり

市民がリサイクルに取り組みやすく効果があり効率の良い資源物回収の仕組みを推進します。

※1 3R … 1.リデュース（ごみの発生を減らす）、2.リユース（再使用する）、3.リサイクル（ごみの再生利用）の順でごみの削減を実施していこうという考え方

①回収方式、回収方法

- ・各地区の意向や現在の回収状況を調査し、地域の実情に合った資源物・古紙回収ステーションの設置を検討します。
- ・資源物の休日回収の回数増加や常設の資源物回収施設の設置を検討します。
- ・現在、ごみステーションでは、資源物のうちプラスチック製容器包装の回収を行っていますが、他の資源物も同様に実施できないか検討します。
- ・P T Aなどで実施している集団回収について、補助金の交付など引き続き支援し推進するとともに回収量の向上に向けて協力します。

②回収品目の拡大

- ・家電製品など、国や県の動向に合わせて新たな回収品目の導入について検討します。
- ・銀紙張りの紙パックなど、他自治体で実施しているリサイクル品目について研究し回収品目への導入について検討します。

(3) 市民啓発・教育の推進

市民のごみ減量・分別の意識の高揚を図り、ごみ減量に興味を持ってもらえるような活動を行います。

①ごみ減量の啓発、情報提供について

- ・市民がごみ減量に取り組んだ結果が解るように、ごみ処理経費の削減額、減量できたごみの量やリサイクルの状況などについて市報などで解りやすく定期的に広報します。
- ・インターネット利用が日常化していますので、市のホームページなどについて、解りやすく創意工夫した内容とし、市民が分別に取り組みやすい環境を整えます。
- ・市で配布している「分け方出し方ポスター」「ごみ・資源物分別ガイドブック」は市民みんなが利用しているので、さらにわかり易いように工夫をします。
- ・新幹線開業に向けて、新規事業所や新設アパートなどが増加すると想定されますが、ごみの分別が徹底されるよう事前に周知するシステムづくりを行います。

②市民意識向上のための機会づくり

- ・衛生委員、ごみ減量推進委員などと協力をして「ごみ減量推進月間」などのキャンペーンを行い、市民に対し集中的で効率的なごみ減量

の啓発活動を実施するとともに、ごみの排出元となる家庭からのごみ減量を推進します。

- ・「消費生活展」や「エコパーク寒川まつり」など市民が集う環境系のイベントについては引き続き協力して開催するとともに、環境セミナーやごみ減量講座などを開催し、市民のごみ減量に対する意識の啓発を行います。
- ・学校教育においては、学習指導要領に基づき環境問題などについて様々な学習をしていますが、ごみ問題や環境問題をテーマとした授業や課外活動に対して資料提供や説明を行うなど積極的に協力し、子どもたちの意識の向上を図ります。

2 事業系ごみについて

(1) 事業系一般廃棄物の減量、資源物回収の仕組みづくり

事業系一般廃棄物を排出する事業者の自覚的、意識的な減量化の取り組みを推進するための仕組みづくりを進めます。

- ・事業者がごみの分別資源化に取り組みやすくなるような事業系一般廃棄物や資源物の収集方法を検討するとともに、ごみ・資源物の適正な処理ルートの情報提供などを行います。
- ・事業所登録制度などを実施して市内の事業系一般廃棄物排出事業所を把握し、事業所へのごみの減量・分別の指導を行える体制を整えます。
- ・ごみの分別資源化が、経営効率向上につながることを意識して取り組むことができる「エコアクション21」などの環境マネジメントシステムの推進など、事業者にメリットのあるごみ減量推進活動の啓発を行います。

(2) 事業者啓発・情報提供・指導について

事業者のごみ減量・分別の意識の高揚を図り、ごみ減量に興味を持ってもらえるような活動をおこなうとともに、ごみの適正な処理について指導、助言を行います。

- ・事業者対象のごみ減量・分別の説明会を開催し、事業者と直に接する中での啓発活動を行い、事業者からの意見や情報提供を受け実情を把握することにより、事業者とともにごみ減量・分別の推進を行

います。

- ・行政から事業系ごみ減量の定期的な情報提供と、「事業所用ごみ減量資源化ガイドブック」を作成・配布するなどして、減量資源化を指導します。
- ・企業や事業者関係団体等との連携で、事業者側の自主性、主体性を重視した研修会や講習会を開催します。
- ・エコパーク寒川へごみを直接搬入する事業者の中には、分別が徹底されていない事業者が見受けられるので、エコパーク寒川、一般廃棄物収集運搬業者と協力して直接搬入事業者への分別の指導を行います。

3 不適正処理の防止

ごみの不法投棄、違法焼却は、環境破壊につながるだけでなく法令違反であることを広く周知し、あらゆる機会を活用し不法投棄・違法焼却を許さない風土づくりを進めます。あわせて、不法投棄、違法焼却防止のための監視パトロールを強化するとともに、区長会や衛生委員はもとより輸送、配達などの業態とも発見・通報の連携をおこない抑止を図ります。

4、ごみの発生抑制と市民公平な負担

ごみ処理費有料化について、「平成 20～23 年度 飯山市ごみ減量計画」では、減量化目標達成状況を見てごみ処理有料化の検討をおこなう、となっています。そして、結果は次のとおりとなりました。

内容	目標	結果（平成 23 年度実績）
可燃ごみの量	平成 18 年度を基準として 可燃ごみの量を 20 %削減	9.6 % 削減
不燃ごみの量	平成 18 年度を基準として 不燃ごみの量を 20 %削減	16.3 % 削減
リサイクル率の向上	平成 18 年度を基準として リサイクル率を 34 %に向上	リサイクル率 22.1 %
不法投棄・違法焼却 の根絶	不法投棄・違法焼却を 0 件にする	不法投棄 57 件対応 違法焼却 11 件対応

残念ながら、目標達成とはなりませんでした。が、市民、事業者と行政が共に取り組んだことにより一定の成果が現れたと判断します。

そこで、今後も引き続き、ごみ減量の新たな目標に向けて、市民、事業者と行政が一体となって取り組むこととしますが、市民の中には分別資源化で減量する市民や事業者と、無分別で減量しない市民や事業者との不公平感がありますので、これを考慮したうえで、**新たなごみ減量目標の5年後の結果によっては、市民に対しては一定程度のごみ処理費について有料化を導入し、事業者に対しても一定程度の負担増を行い、これをごみ排出の抑止力とし、分別の徹底を推進することとします。**

また、有料化、負担増にあたっては、適正な負担割合の検討と、その一部をごみ減量にかかる推進費の財源として確保し、有料化・負担増後のごみ排出量のリバウンドがないような対策及び更なる減量のために活用します。

以上、項目別に掲げた事項について、飯山市廃棄物減量等推進審議会の総意として、市民、事業者と行政が協力してごみの減量と資源化を推進することを求め、答申とします。

平成24年12月19日

飯山市廃棄物減量等推進審議会

会 長	中 澤 のり子
職務代理者	小 林 睦 子
委 員	小 林 正 人
委 員	鈴 木 広 樹
委 員	小 林 初 子
委 員	水 野 晴 光
委 員	吉 越 明 人
委 員	佐 藤 順 子
委 員	浅 野 けさ江
委 員	清 水 久美子
委 員	木 内 惇 子
委 員	丸 山 花 子



市環第43号
平成24年5月9日

飯山市廃棄物減量等推進審議会会長 様

飯山市長 足立 正 則

諮 問 書

飯山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条第1項の規定に基づき、
下記のとおり諮問します。

記

本市では、平成20年の貴審議会の答申に基づき、平成23年度末で平成18年度のごみ排出量の20%減量などを目標としたごみ減計画を作成し推進してきました。その結果、可燃ごみが9.6%の減量、不燃ごみが16.3%の減量となるなどの結果となりました。

しかしながら、減量資源化推進月間等でごみ集積所の状況をみると、十分な分別ができていないごみが未だ多く出されており、市民一人ひとりの更なる意識の高揚が必要であると思われます。

そこで、ごみ減量方策の一つとしてのごみ処理有料化を含めた「今後のごみ処理・減量のあり方」について、方法、課題、スケジュール等をご審議いただきたく諮問いたします。

飯山市廃棄物減量等推進審議会

答 申

<資料編>

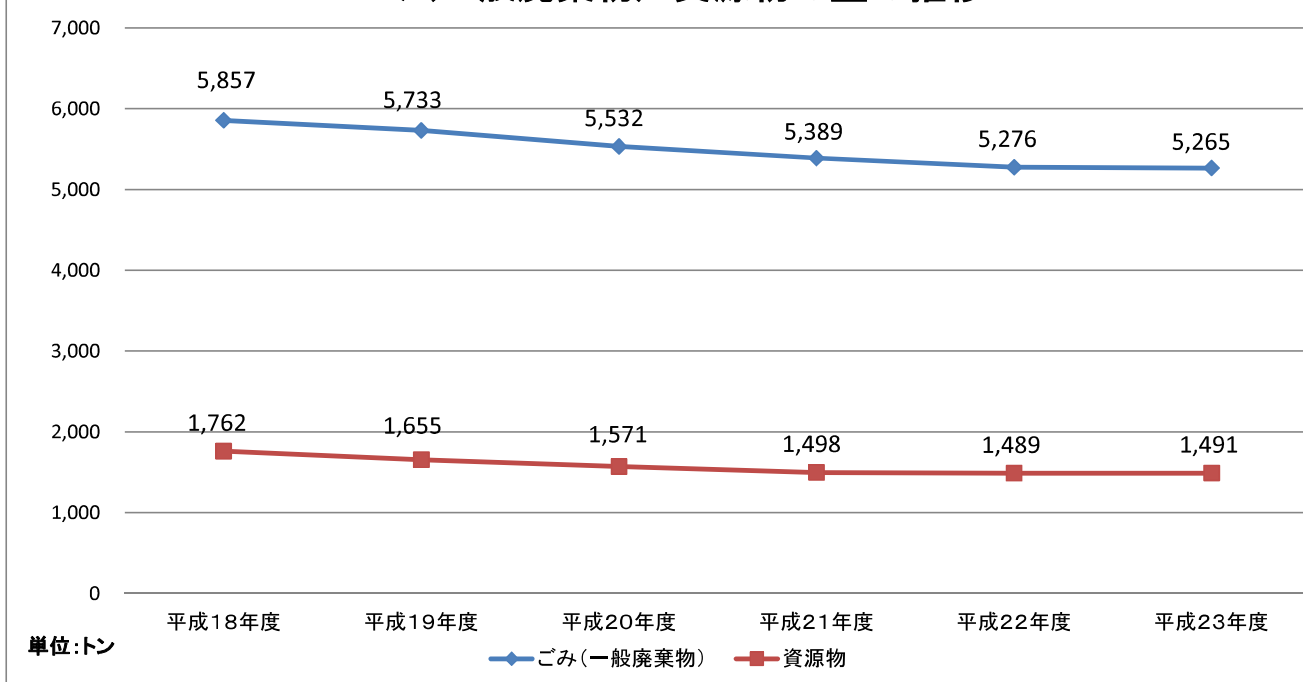
飯山市 平成18～23年度 ごみ(一般廃棄物)・資源物排出量の推移

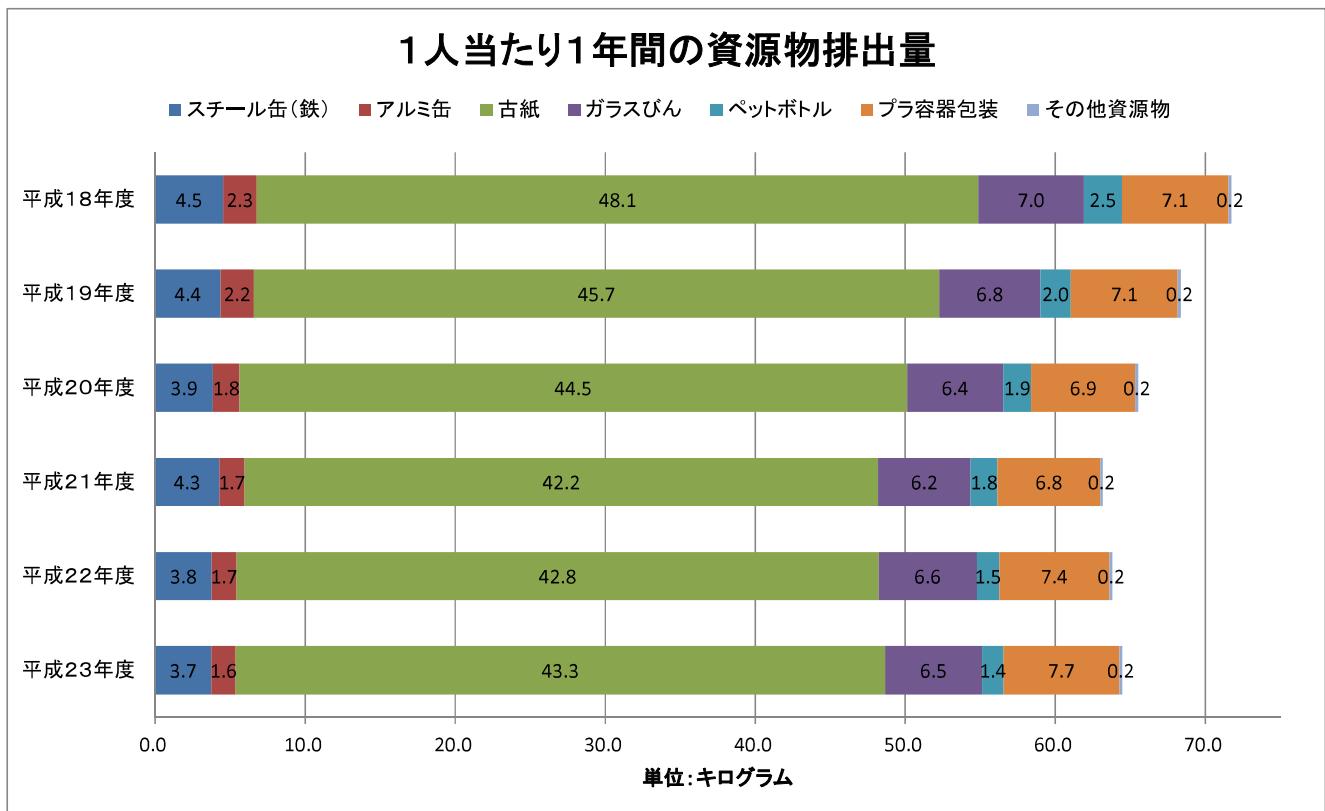
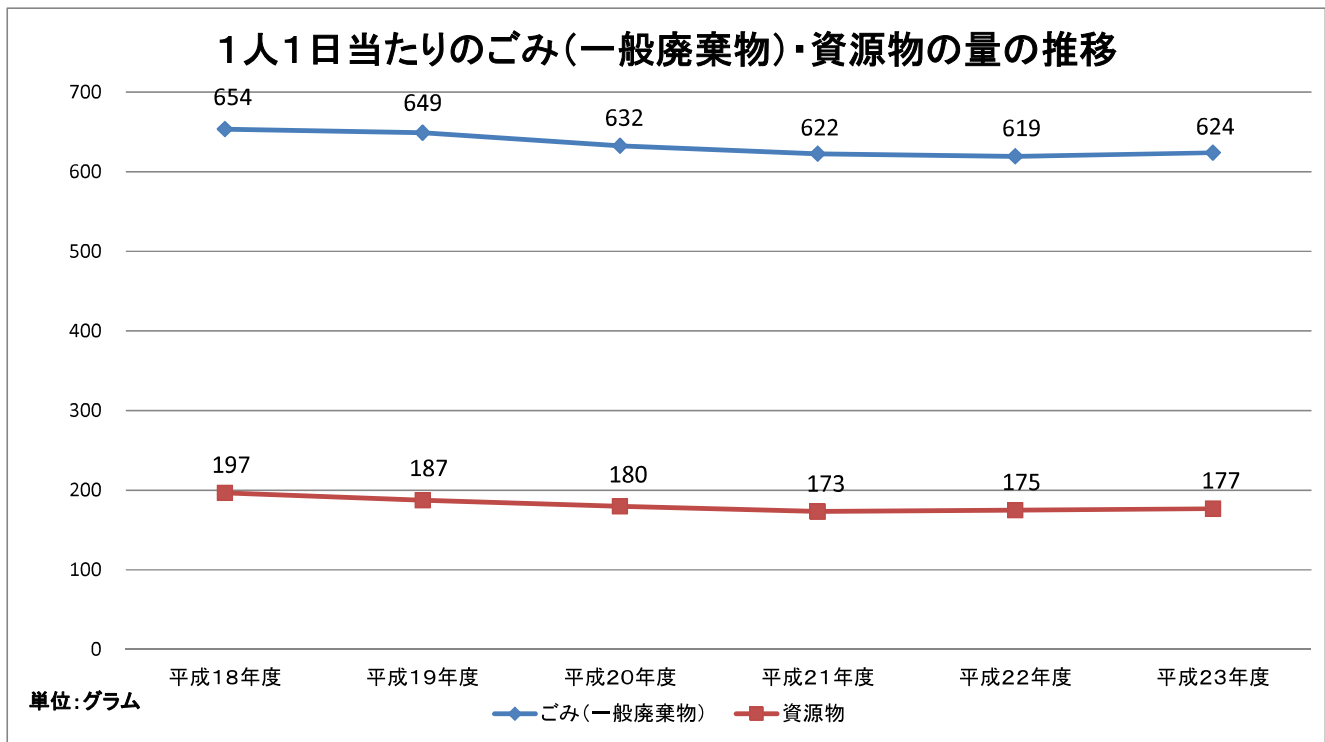
単位:kg

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	備考
ごみ	1 もえるごみ総量	5,411,860	5,362,990	5,167,080	5,027,870	4,912,210	①+②
	① ごみステーション	3,287,990	3,295,360	3,213,060	3,191,670	3,047,300	
	② 直接搬入	2,123,870	2,067,630	1,954,020	1,836,200	1,864,910	
	2 もえないごみ	387,380	331,242	317,164	332,360	346,490	
	3 粗大ごみ	58,220	38,510	48,160	28,880	17,680	
資源物	4 スチール缶(鉄)	111,010	105,360	92,480	101,320	87,490	
	5 アルミ缶	55,260	53,948	41,926	40,000	38,890	
	6 古紙	1,181,200	1,105,335	1,066,615	1,001,540	998,485	③+④
	③ 資源物ステーション	755,700	669,645	617,970	579,640	567,760	
	④ 集団回収	425,500	435,690	448,645	421,900	430,725	
	7 ガラスびん	172,700	163,460	153,440	146,330	153,230	
	8 ペットボトル	62,360	49,220	44,820	42,790	34,560	
	9 廃発泡スチロール	478	573	643	569	596	
	10 プラ容器包装	174,410	172,730	166,400	162,310	171,830	
	11 古着	4,715	4,525	4,200	3,610	3,930	
	12 ごみ総量	5,857,460	5,732,742	5,532,404	5,389,110	5,276,380	1～3の計
	対前年比	-	97.87%	96.51%	97.41%	97.91%	99.78%
	平成18年度比	-	97.87%	94.45%	92.00%	90.08%	89.89%
	13 資源物総量	1,762,133	1,655,151	1,570,524	1,498,469	1,489,011	4～11の計
	対前年比	-	93.93%	94.89%	95.41%	99.37%	100.11%
	平成18年度比	-	93.93%	89.13%	85.04%	84.50%	84.59%
	14 ごみ・資源物総量	7,619,593	7,387,893	7,102,928	6,887,579	6,765,391	12+13
	対前年比	-	109.20%	104.99%	101.81%	100.00%	99.86%
	15 再資源化率	23.13%	22.40%	22.11%	21.76%	22.01%	22.07%
							13÷14

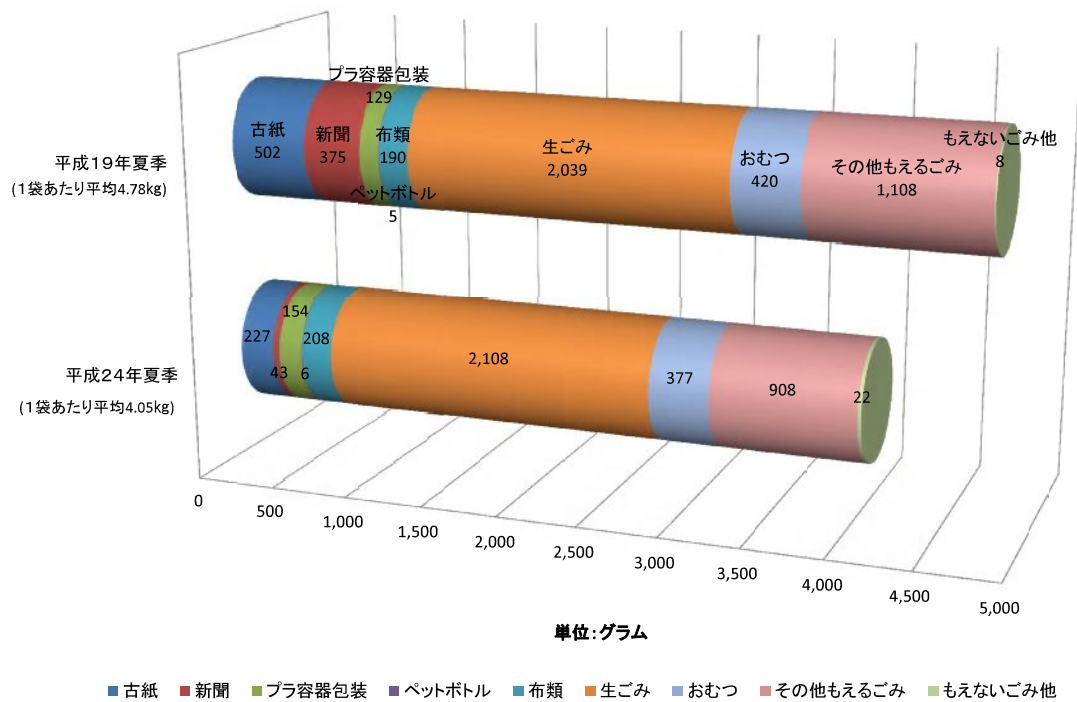
* もえるごみの直接搬入分には、焼却処分する粗大ごみが含まれます。

ごみ(一般廃棄物)・資源物の量の推移

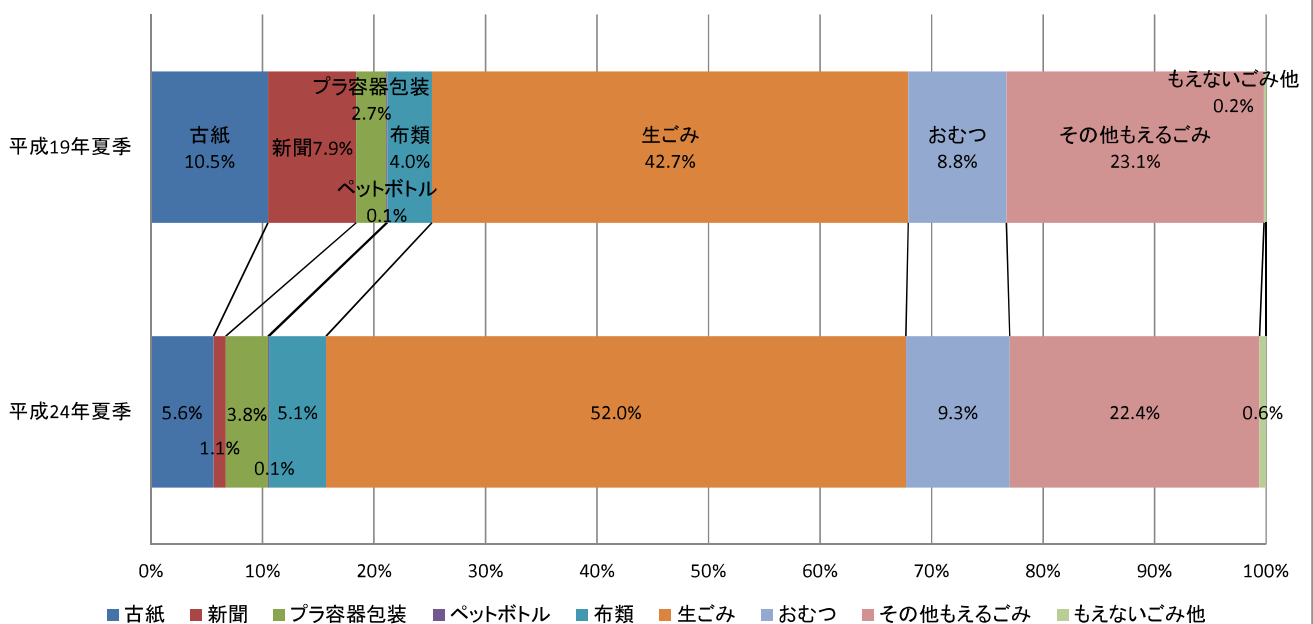




ごみ組成調査の結果① 「もえるごみ」1袋あたりの中身 品目別の重量



ごみ組成調査の結果② 「もえるごみ」1袋あたりの中身 品目別の割合



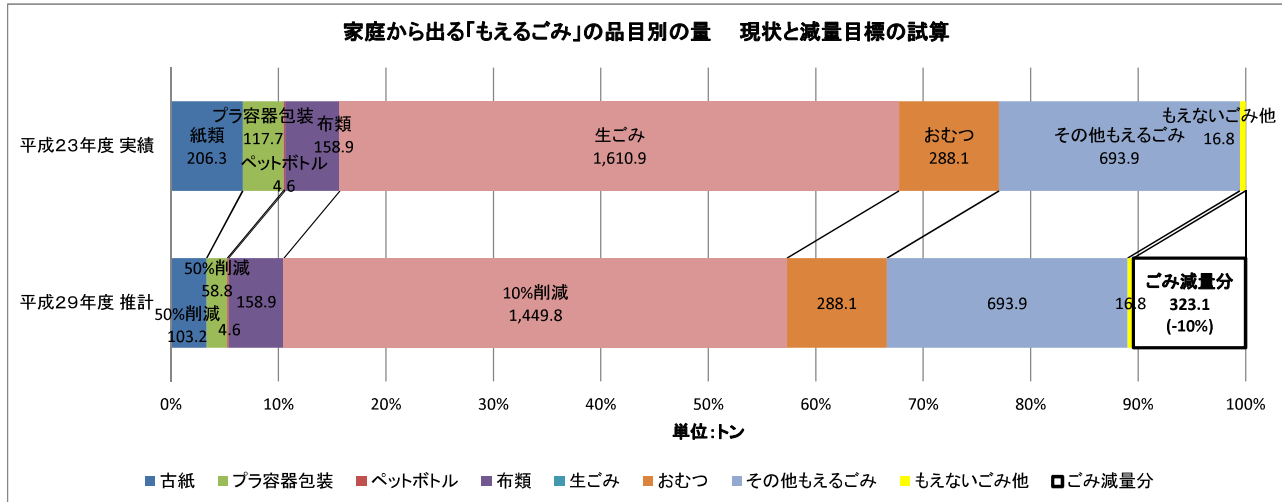
<5年間でごみ10%削減にむけての提言①>
「もえるごみ」(ごみステーション分)の減量について 試算

組成調査の結果から、家庭から出る「もえるごみ」の中には、紙類や容器包装プラなど、分別をすれば資源となるものが多く含まれていました。また、家庭から多くの生ごみが出されていることがわかりました。

そこで、家庭から出る「もえるごみ」(ごみステーション分)については、

- 1 「もえるごみ」で出ている紙類(古紙・新聞)・プラ容器包装の分別を徹底し 50% 削減をめざします。
- 2 生ごみは、水切り・再資源化(堆肥化)を徹底し 10% 削減をめざします。

この2点を徹底するだけで、家庭ごみの組成調査の結果などから、全体で 約10% 減量できます。



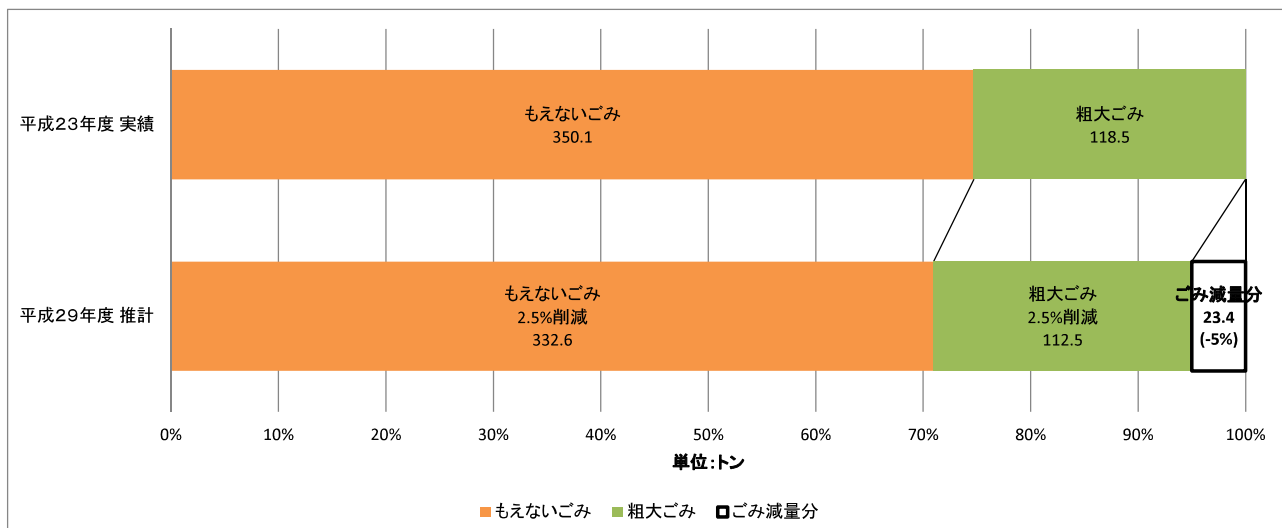
* 平成23年度実績については、ごみ排出量の実績と家庭ごみ組成調査の結果をもとに試算

同様に、「もえるごみ」(直接搬入分:主に事業系一般廃棄物)についても約10% の削減をめざします。

<5年間でごみ10%削減にむけての提言②>
「もえないごみ」・「粗大ごみ」減量について 試算

「もえないごみ」・「粗大ごみ」については、

3R(リデュース・リユース・リサイクル)(※1)を推進するなどして 5% 削減をめざします。

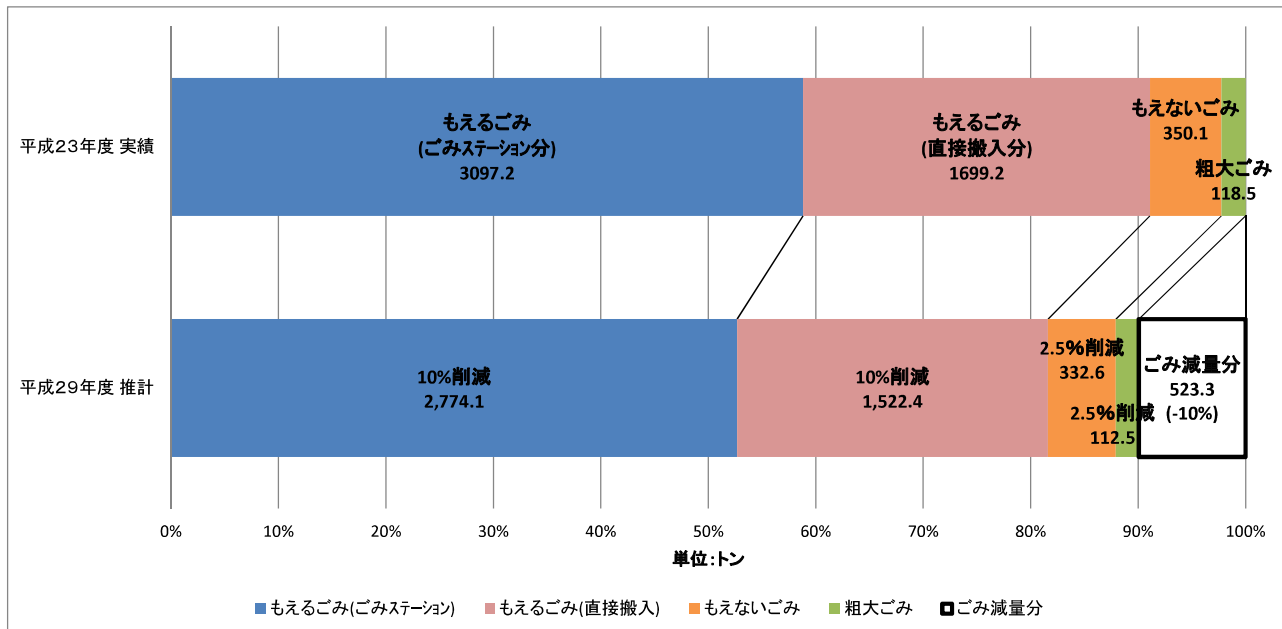


※1 3R … 1.リデュース(ごみの発生を減らす)、2.リユース(再使用する)、3.リサイクル(ごみの再生利用)の順でごみの削減を実施していこうという考え方

＜5年間でごみ10%削減にむけての提言③＞
エコパーク寒川で処分するごみの減量について(試算)

「もえるごみ」・「もえないごみ」・「粗大ごみ」の減量の試算を合計すると

エコパーク寒川で処分するごみの量を 約10% 削減できることになります。



＜今回の答申の概要＞

※基本方針 **「市民みんなで、ごみと資源物の分別を徹底する」**

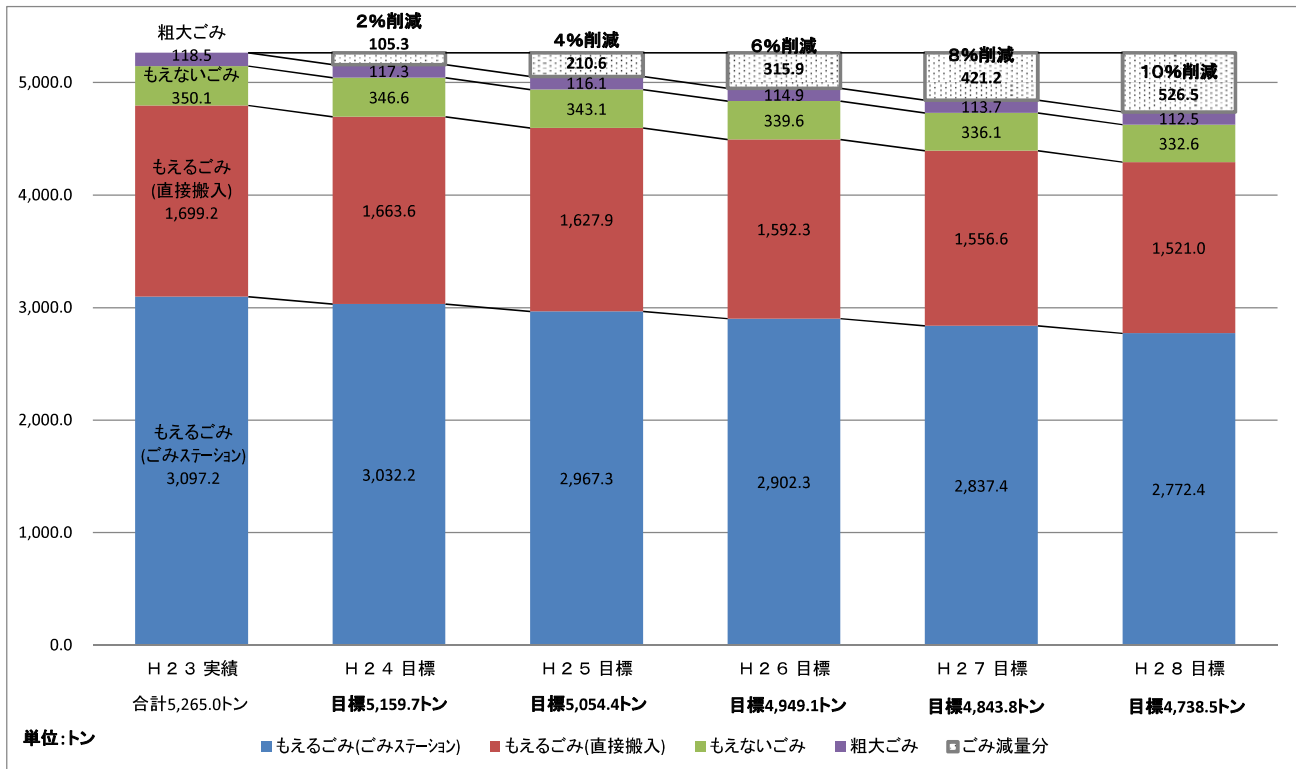
※目 標 「エコパーク寒川で処分する市のごみの重量について、平成23年度を基準として平成28年度の実績で、10パーセント削減する」(5年間で10パーセント削減する)

- ・年度ごとにごみ減量の目標値を定め、目標管理を行う。
- ・「もえるごみ」については、市民一人当たりのごみ減量目標値を定めるなどして市民が取り組みやすい環境を整える。

- ※主な内容
- ・衛生委員、ごみ減量推進委員、消費生活関係団体と市が協力して、集落からのごみ減量を推進。市民と直に接する中で活動を実施。「ごみ減量推進月間」の実施。
 - ・「もえるごみ」の5割以上を占める生ごみの分別・資源化の推進。
 - ・「もえるごみ」への混入が多い紙類・プラ容器包装の分別の徹底。
 - ・長野県が進める「レジ袋無料配布中止運動」に連係し、レジ袋無料配布中止・マイバック推進の普及活動を実施。
 - ・資源物ステーションの増加や回収日数を増やすなど、市民が分別をしやすい環境整備の推進。
 - ・小型家電など新たな分別回収品目の積極的な導入。
 - ・事業系一般廃棄物排出事業所については、ごみ減量や分別について周知を徹底。
 - ・ごみ処理有料化については「H20～23年度飯山市ごみ減量計画」実施の結果、目標は達成できなかったが一定の成果が現れたと判断し、今回の答申の目標達成状況により再度判断することとして、実施は見送り。



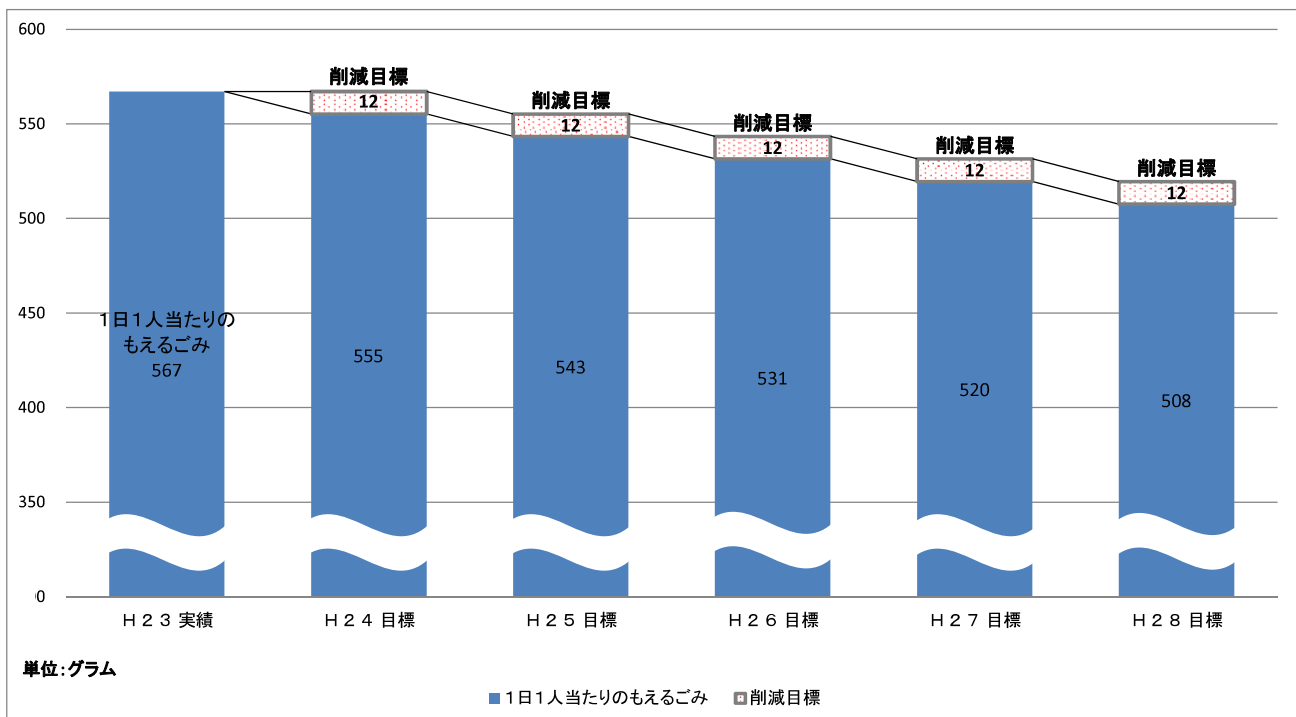
＜ごみ10%削減の目標達成のために①＞
年度別区分別のごみ削減目標 モデル案



* 平成28年度までに、もえるごみは10.5%、もえないごみ・粗大ごみは2.5%削減するとして計算。

* 削減目標は前年のごみ減量実績をもとに毎年度見直しが必要。

＜ごみ10%削減の目標達成のために②＞
1日1人当たりの「もえるごみ」削減目標 モデル案



* 平成28年度までに、もえるごみを10.5%削減するとして計算。

* 人口は平成23年度人口が平成28年度まで同人数であることとして計算。

* 削減目標は前年のごみ減量実績と人口をもとに毎年度見直しが必要。